

SCがみずほFGに提案する議題の内容（全文）及び理由（全文）

※当社は株式会社みずほフィナンシャルグループ

**[1] 提案する議題の内容（全文）**

1. 定款一部変更（株式会社オリエントコーポレーションの連結リスク）の件  
本議案は、当社の持分法適用会社とされている株式会社オリエントコーポレーション（以下「オリコ」という。）が、例えば自己株式の取得を実施するなどした結果、当社の意思によらず当社の連結子会社に該当することとなる事態に備え、オリコが当社の連結子会社となった場合にバーゼル規制におけるリスク・アセットの額（以下「RWA」という。）等の主要な指標の値がいかなるものになるのかを試算して開示することを義務付けるべく、現行定款に以下の章及び条文を新設するものである。

第9章 株式会社オリエントコーポレーションの連結リスク

（意図しない連結範囲の変更に伴うリスクの試算及び開示）

第50条 当社は、株式会社オリエントコーポレーションが当社の連結子会社に該当することとなった場合に、バーゼル規制におけるリスク・アセットの額（以下「RWA」という。）ほか主要な指標（平成二十六年金融庁告示第七号別紙様式第十号に定められた「KM1：主要な指標（銀行連結・持株）」を指す。）の各項目に与える影響を、毎事業年度1回以上試算し、試算の前提及び結果の概要を、当該事業年度を対象とするコーポレートガバナンスに関する報告書において開示する。

**[2] 提案する議題の理由（全文）**

1. 定款一部変更（株式会社オリエントコーポレーションの連結リスク）の件  
オリコは当社が間接的に約48%の議決権を保有しており、オリコによる自己株式取得等により当社の意思によらずオリコが当社の連結子会社となる可能性がある。

また、1983年以降現在までのオリコの社長9名全員が当社グループ出身者であること等から、当社がオリコを支配していると評価され、持分法適用が否定されるおそれもある。

しかし現状、当社のRWAにはオリコ株式の保有と取引に関連する僅かなリスクしか反映されておらず、仮にノンバンクであるオリコが当社の連結子会社となると、RWAが3兆円以上増加すると試算される。

バーゼル規制が想定外のリスクに備えた資本の準備を金融機関に求める規制である以上、同規制の根幹であるRWAには、オリコの連結という予見可能なリスクを反映し開示すべきである。そして、当社には、この開示を契機として、歪さの自覚及びオリコの完全子会社化又はオリコ株式の全株売却による歪な現状の解消を期待する。

以上